

所管行政庁
登録住宅性能評価機関
限り

長期優良住宅法改正概要説明

令和4年9月
住宅局住宅生産課



はじめに

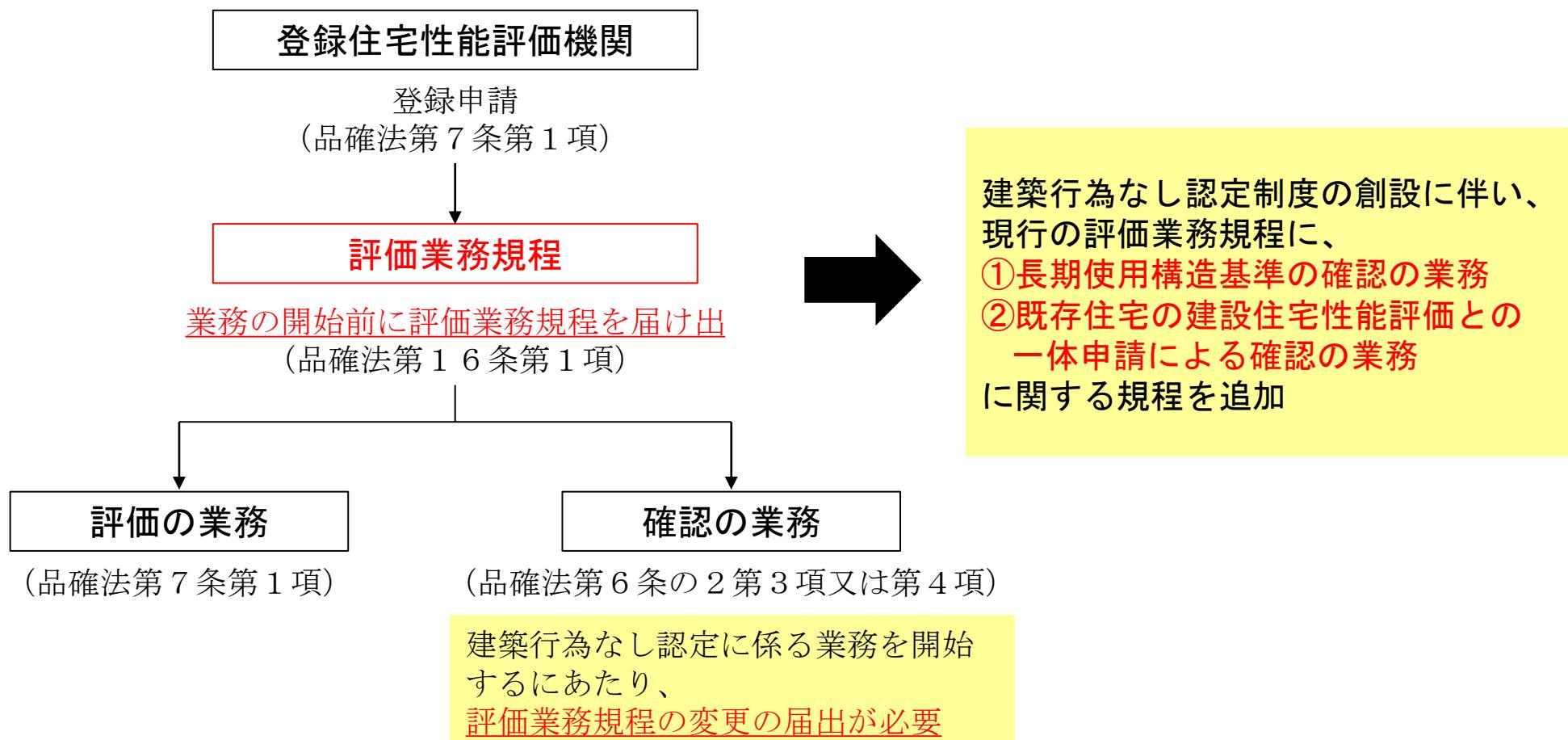
本説明資料の内容については、令和4年9月時点の情報を基に作成しており、今後発出される技術的助言、事務連絡等によつては、**取り扱いが変更される可能性**があります。

1. 評価業務規程の変更の届出
2. 施行日前後の基準の適用等
3. 【参考】公布前説明動画からの変更概要

1. 評価業務規程の変更の届出
2. 施行日前後の基準の適用等
3. 【参考】公布前説明動画からの変更概要

評価業務規程の変更の届出について

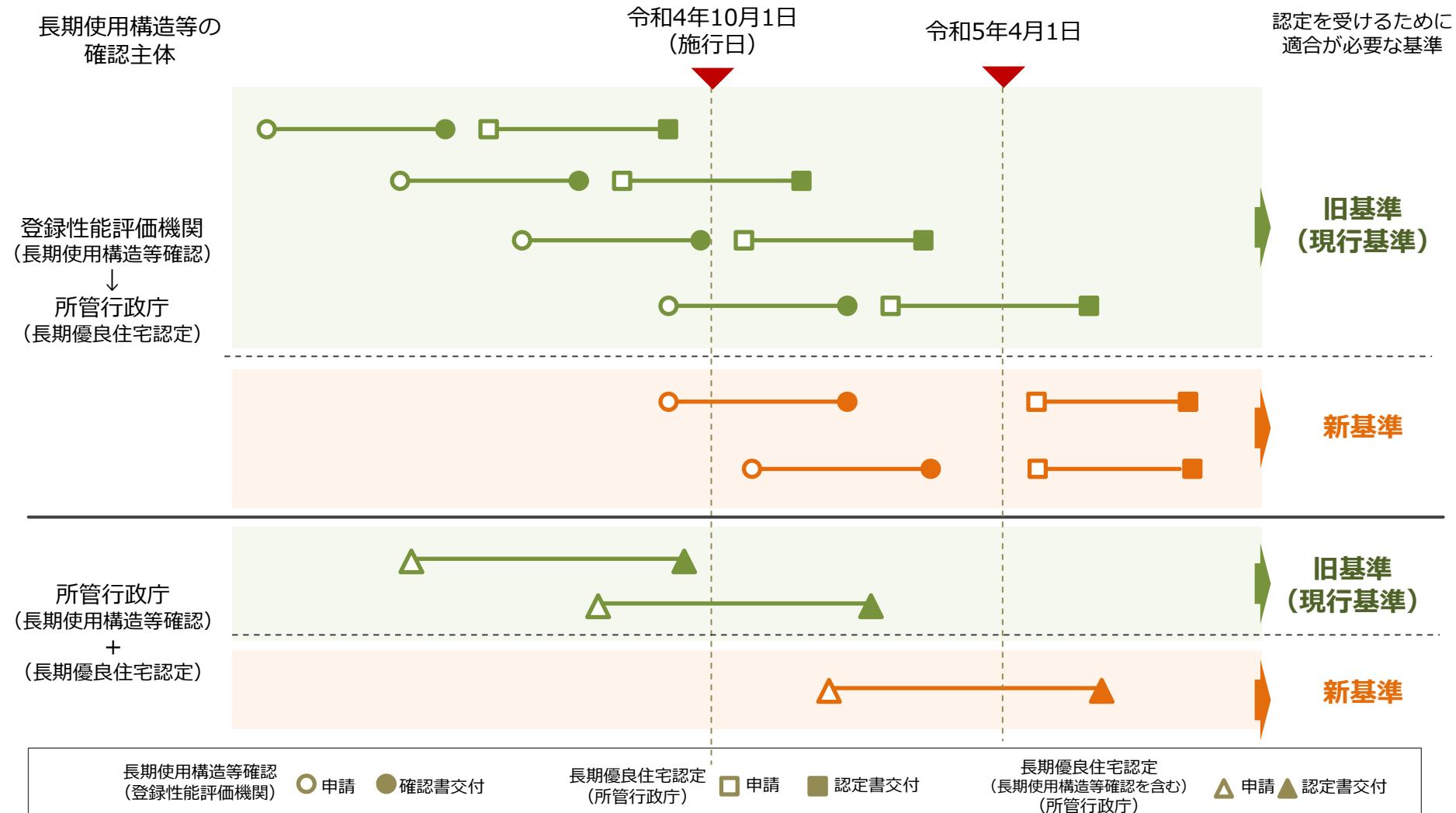
- 建築行為を伴わない既存住宅の認定制度の創設等に伴い、評価業務規程（ひな形）について、
①長期使用構造等基準の確認（建築行為を伴わない既存住宅に係るもの）の業務、
②既存住宅の建設住宅性能評価との一体申請による確認の業務
に係る規程を追加。
- ①②に係る業務を開始するにあたり、業務の開始前に評価業務規程の変更の届出が必要。



1. 評価業務規程の変更の届出
2. 施行日前後の基準の適用等
3. 【参考】公布前説明動画からの変更概要

施行日前後の長期使用構造等基準の適用について

- ・施行日より前に、長期使用構造等確認を申請済みの場合は、旧基準（現行基準）を適用する。
- ・ただし、旧基準（現行基準）による認定は、所管行政庁への認定申請が令和5年3月31日までのものに限る。



施行日以降の認定通知書における適用基準の確認

認定通知書（第2号様式）

第二号様式（第六条関係）（日本産業規格A列4番）

| | |
|--------------------------------------|----------------------------|
| 認定通知書 (新築／増築・改築／既存) | 認定番号 第 認定年月日 年 月 号 印 |
| (※) 確認番号 第 確認年月日 年 月 号 建築主事の氏名 | 殿 |
| 所管行政庁 | 印 |

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項の規定に基づき申請のあった長期優良住宅建築等計画等について、同法第6条第1項の規定に基づき認定しましたので、同法第7条の規定に基づき通知します。

1. 申請年月日

2. 申請者の住所

3. 認定に係る住宅の位置

4. 認定に係る住宅の構造

5. 共同住宅等に係る申請にあっては、認定対象住戸番号

6. 法第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請にあっては、工事種別

7. 法第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請にあっては、新築又は増築・改築の時期

8. 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添えて申請を行った場合においては、同条第1項の規定による求めを行った年月日

（※）は法第6条第4項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済の交付を受けた場合に記入されます。

【令和4年10月1日以降に所管行政庁より認定通知書が発行される場合】

○認定通知書は新様式

○適用された基準が旧基準か新基準かどうかは、

- 「所管行政庁への申請年月日（1.を確認）」と、
- 「評価機関への確認の求めを行った年月日（8.を確認）」

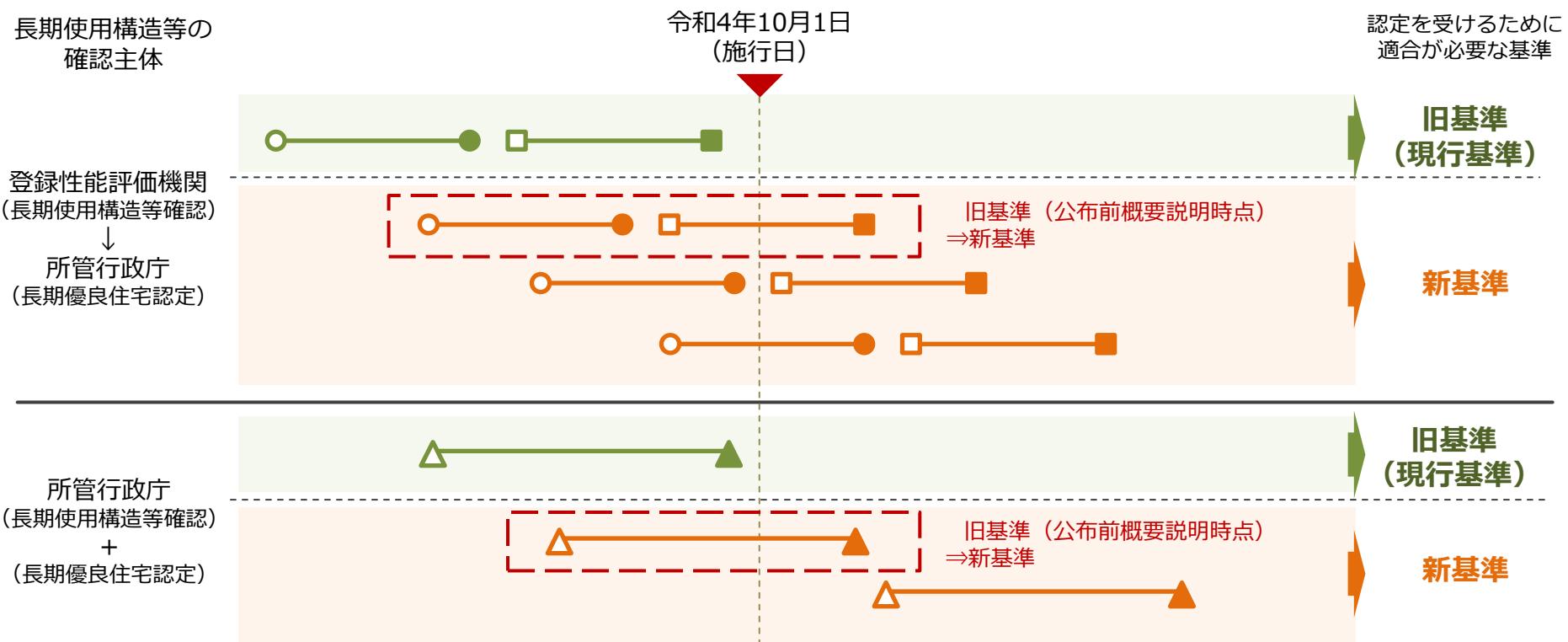
を確認する。（下表参照）

| | | 所管行政庁への認定申請の時期 (1.を確認) | |
|-----------------------------------|----------|---------------------------|--------------|
| | | R4.10.1～ R5.3.31 | R5.4.1～ |
| 評価機関への 確認の求め の時期 (8.を確認) | ～R4.9.30 | 新様式 (旧基準) | 新様式 (新基準) |
| | R4.10.1～ | 新様式 (新基準) | |

1. 評価業務規程の変更の届出
2. 施行日前後の基準の適用等
3. 【参考】公布前説明動画からの変更概要

【参考】公布前説明会からの変更概要(施行日前後の規模の基準の適用について)

- ・規模の基準について、申請の時期にかかわらず、令和4年10月1日以降に所管行政庁の認定を受ける場合は、新基準を適用する。



長期使用構造等確認
(登録性能評価機関)

○ 申請 ● 確認書交付

長期優良住宅認定
(所管行政庁)

□ 申請 ■ 認定書交付

長期優良住宅認定
(長期使用構造等確認を含む)
(所管行政庁)

△ 申請 ▲ 認定書交付